

議案第100号

公の施設の区域外設置に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定に基づき、本市が神戸市区域へ病院を設置することについて次のとおり神戸市と協議する。
よって、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

三田市長 田村克也

1 設置の目的

三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による急性期医療の確保のため。

2 設置場所

神戸市北区長尾町宅原3861番他（別図のとおり）

3 経費の負担

病院の設置に係る経費の負担に関しては、令和5年3月31日付「三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合に係る基本協定書」の定めによるものとする。

4 利用者の範囲

公衆の用に供されるべきものであるため、利用者の範囲に制限は設けない。

別図

